

# 米国流通証券法変容の一側面

野 口 明 宏

## はじめに

アメリカの流通証券法は、植民地時代からイギリスのコモン・ローや制定法の継承を基本としつつ、各州で不統一に発展してきた。1896年統一流通証券法は、州ごとに異なる法文があるとまでいわれた不統一な法的状況を是正するために起草された。各州は同法を19世紀の前半までに採択したから、制定法上の統一が一応実現したことになる。統一流通証券法はアメリカ最初の統一法として、州コモン・ローを法典化したものといわれる。統一法採択の際、法的事情の違いから各州の対応は必ずしも一様でなかった。とくに統一法の規定が州コモン・ローと抵触する場合、その州の法採択は慎重になされたのである。その意味で、統一法成立前から流通証券に関する体系的成文法を有していたカリフォルニアの統一法への対応は注目される。本稿においては、カリフォルニアを中心とする南西部諸州の統一流通証券法への具体的対応を考察する。19世紀の末、カリフォルニアを始めとする南西部諸州は、いわゆるフィールド民事法典を施行していた。同民事法典もコモン・ローを体系的に法典化したものといわれる。とくにカリフォルニアにおいては、他州と異なる判例理論の展開がみられた。なかでも、他州との抵触が顕著であったのは、担保付証券の流通性問題である。そこで、カリフォルニア民事法典と統一法を対比させ、それぞれの特徴を考察した上で、担保付証券の流通性について統一法採択前後の状況を概観し、他州と異なる理論の生じた理由を検討する。そして、統一法採択後の

カリフォルニアおよび南西部諸州は、他州の支配的見解を採用する上で、どのような法的問題を抱えていたのかを明かにしてみよう。

## 1 民事法典の成立と解釈

アメリカ西部の経済・文化の中心であるカリフォルニアは、今日でこそ合衆国の先端地域とされているものの、19世紀前半には少数のアメリカ商人が定住していたに過ぎない。カリフォルニアには16世紀からスペイン人の移住がみられ、1821年のメキシコ独立に伴いその支配下に入った。カリフォルニアが合衆国の領土となったのは、米墨戦争の結果であり、1848年のことである。米墨戦争は、合衆国がメキシコにカリフォルニアとニューメキシコの買収併合を要求したのを契機として、1846年に始まった。同戦争は2年後に終結し、カリフォルニアは合衆国に譲渡された。その結果、合衆国の領土は太平洋岸一帯にまで拡大する。カリフォルニアが連邦へ加盟して31番目の州になったのは1850年である。1848年に金鉱が発見され、移民が急増してから急速に開発が進んだ。このことは、カリフォルニアの法律制度にも妥当し、短時間に急速な法の整備が要請された。通常、新興の南西部諸州が法律を制定する場合、東部諸州の制度を模範とする傾向があった。1872年に採択されたカリフォルニア民事法典は、コモン・ローを<sup>1)</sup>体系的に法典化したものといわれる。つまり、私法に関するコモン・ローが初めて法典として編纂されたのである。最初に成立した同法典中には、117条からなる流通証券に関する規定が含まれていた。<sup>2)</sup>

カリフォルニア民事法典は、ニューヨーク出身の弁護士フィールド、D.によって起草された。同法典はニューヨークにおける法典化運動の過程で、本来は同州の法律として作成されたものである。

法改革運動が頂点に達していた1839年、フィールドは同法典の採択運動を開始した。フィールドはニューヨーク法典化運動の主導者として、50年

## 米国流通証券法変容の一側面

近くもねばり強い努力を続け、同州民事訴訟法典など（フィールドの起草した5つの制定法はフィールド法典とも称される）の制定に貢献した。しかし民事法典は、ニューヨークでは成立に至らなかった。同州の民事法典草案は、1865年にフィールドが最終草案を提出するまでの8年間、変更の提案を受け入れるため指導的法律家や主要な商人に付託されていた。ところが最終草案が提出されたとき、既に法改革運動のエネルギーは衰退しており、ニューヨークの立法府は同草案に何の手段も講じないまま、13年が経過した。1878年、ねばり強いフィールドの説得に応じた州立法府が民事法典を採択したものの、同法典は有力な弁護士から強い反対を浴び、州知事は同法典に拒否権を行使した。これをもってニューヨークの法典化運動は終息し、その後もフィールドの説得は続けられたが、結局ニューヨークにおける民事法典の採択は実現しなかった。しかしぱーヨーク以外の新興フロンティア諸州において、フィールドは体面を失わずにすんだのである。6つの州が同法典にフロンティア社会の事情に合わせた若干の修正を加えて、それを採択したからである。すなわち、民事法典の最終草案が付託された1865年、まずダコタ準州が同法典を採択した。ついで1872年に南北両ダコタとカリフォルニア<sup>3)</sup>、1887年にアイダホ、1890年にオクラホマ、そして1895年にモンタナがフィールド民事法典を採択した。

東部諸州で拒絶されたフィールド民事法典が、フロンティア社会で逆に受容されたのは、いかなる理由によるのか。同法典は、イギリスのコモン・ロー諸ルールを東部各州の経験に基づいてアメリカの事情に調和させ、体系化した法と考えられた。地方法の伝統に乏しかった南西部諸州は、移民の急増などで開拓生活上の問題を抱えており、体系的法律も存在しなかつた。したがって、東部諸州の経験は新興の州にとって貴重であり、南西部諸州は体系化されたコモン・ロー法典を喜んで受け入れたのである。<sup>4)</sup> 1872年にカリフォルニアで採択された民事法典は、フィールドの起草したものに同州の法を適合させるため、若干の修正を加えて施行された。しかし同

法典は、以前の州法や判例と抵触する規定を多く含むことが判明し、1873年に改正のため法典検討委員会に付託された。同委員会には、フィールド、D. の弟で、後の連邦最高裁判官フィールド、S. も含まれていた。カリフォルニアの法律家や商人の提言を聴取した検討委員会は、広範囲な改正案を具申し、この改正案は1874年に採択された。

民事法典の制定に伴い、カリフォルニアの各裁判所は新たな問題に直面した。それは民事法典の法源性問題である。つまり、同法典に私法に関するコモン・ローが法典化されたとすれば、同法典がカリフォルニア私法の唯一の法源となるのか、または、伝統的見解によってコモン・ロー原理に法源性があるとすれば、それは同法典との関係でどの範囲まで認められるのかが問題となった。民事法典を私法の唯一の法源とみなすのは、同時代の欧州大陸法におけるドイツ概念法学 (Begriffsjurisprudenz) や、フランス注釈学派 (*l'école de l'exégèse*) の理論と共通していた。民事法典が従来の法にとって代り、将来の判決の唯一の指針と考えられることは、同法典制定直後にありえたとしても、実際に各裁判所で争われる事件のすべてをカヴァーしうるほど同法典がコモン・ローを完全に法典化したとはいえないかった。概念法学や注釈学派は、一般的、抽象的な制定法をあらゆる法ルールの唯一の法源とみなし、各事件に明白な法規定を解釈・適用して判決を導きだす。法規定を見出せない場合は、別の規定を類推するか、立法者の意思を推測して、形式的論理操作によって結論を引きだす。フランスにおいては、1807年商法典 (Code de commerce) などのナポレオン法典を絶対的に信頼して、それらの法条崇拜に陥っていた注釈学派を批判し、裁判官を法規定の拘束から解放しようとする理論が現れた。これはジェニーなどによって主張され、自由法論 (Freirechtslehre) と称される。つまり、判決を社会の現実から遊離させないために、適用すべき法規定がない場合は、裁判官が優勢な慣習や社会の必要を含む立法政策を考慮して、判決の根拠とすることを自由に認めるべきであるとした。このように、自由

法論は判決の拘束力を部分的に認め、裁判官による一定の法創造機能を強調するのである。しかし自由法論によっても、判決の主要な法源が制定法の文言であることに変わりはなく、これは欧州大陸法学の解釈方法に共通する基本的的前提である。カリフォルニアにおいては大陸法学の理論と異なり、民事法典を私法の唯一の法源とするのは極端な見解に属し、ほとんど支持されなかつた。つまり、コモン・ローの適用を認めるのは当然のことであり、むしろ同法典が私法制度の基礎としてコモン・ロー原理に代つて適用される範囲が問題となつた。

カリフォルニアにおいては、概念法学ないし注釈学派の理論を民事法典に適用しえないことで見解は一致しており、結論として、同法典がコモン・ロールールの変更を明確に定めた範囲にのみそれを適用すべきものとされた。<sup>5)</sup>したがつて同法典は、学説・判例からコモン・ロー制度の補足物とみなされたに過ぎない。同法典をコモン・ローと補足的、整合的に解釈せざるをえなかつたのは、同法典の内容に理由があつた。民事法典には英米の裁判所やコモン・ロー解説書の著者がそれまで使つてきた用語法を逸脱し、新奇で法的意味の不明確な表現のあることが指摘された。<sup>6)</sup>また、コモン・ロールールを再制定したといわれたものの、実際には特殊ルールの新設もみられた。たとえば流通証券法に限つていえば、裏書の種類である白地式裏書と記名式裏書の表現にそれが見受けられる。英米法の伝統的用語で、商取引上も確立していた表現は、indorsement in blank と indorsement in full である。しかし民事法典は、新奇な general indorsement と special indorsement と規定し、これらの文言は、意味が不明確で不適切と批判された。<sup>7)</sup>また、一覧払約束手形を支払のため呈示すべき時期についてコモン・ローは、相当な期間内の呈示を要求してきたところが、民事法典は具体的に、利子付でない場合は 6か月以内、利子付の場合は 1年以内と明定し、これらは英米法に未知のルールの新設といつた。後の 1896 年流通証券法や 1951 年に成立した統一商事法典は、伝統的コモン・ローのルールを復活

<sup>10)</sup>  
させたのである。

これらのカリフォルニア民事法典の新奇な用語法や、特殊ルールの新設から生ずる解釈の混乱を回避するため、前述の補足的解釈の理論が提唱されたのである。しかも、同法典は私人の権利義務、法律関係のすべてを包含せず、不完全・不十分と評されていたから、<sup>11)</sup> 同法典の文言がコモン・ロールルール変更の意図を明示する場合は、比較的少ないと考えられた。实际上も、民事法典の文言のみからコモン・ローを変更する意図が明示されているのかを判断することは、しばしば困難であったから、裁判所は、フィールドの注釈書がそのまま引き写されたカリフォルニア法典委員の注釈書を重視する傾向があった。<sup>12)</sup> こうして同法典に定められたルールの大部分は、コモン・ローのルールを逸脱せずに解釈すべきものとされた。このような解釈原則は、民事法典を争点とする事件において各裁判所からも支持されたのである。<sup>13)</sup>

コモン・ローの完全な法典化といわれたフィールド民事法典をコモン・ローの補足物として解釈せざるをえないほど、同法典が屈折した扱を受けた理由は、その構成や基本理念にも存在した。まず、条文の配列がナポレオン法典と驚くほど類似し、動産・不動産に関する章に至っては、同法典からほぼ文言通りに引用されたことである。<sup>14)</sup> つぎに、コモン・ローの法典化といわれながら、欧洲大陸法、つまり近代ローマ法の理論を大幅に取り入れていたことである。この場合、ローマ法理論の継受は包括的でなく、個々の場合に詳細な規定を設ける形式でなされた。同法典の構成・内容は、コモン・ロー原理に慣れ親しんできた法律家には違和感を生ぜしめたであろう。それは同法典に対する評価が、完全な法典であるとする起草者の弟、フィールド、S. 裁判官の贅辞を除き、総体的に芳しくないことも現れている。その上、近代ローマ法理論に基づく諸規定から成る同法典は、コモン・ローの発展性を阻害すると懸念されるほど、当時のアメリカ法としては詳細な成文法であった。詳細な条項の置かれた理由は、民事法

典が裁判官の自由裁量の余地を狭める意図を有していたためである。しかし、19世紀後半の新興州カリフォルニアにおけるコモン・ローは未だ発展過程にあり、法体系を異にする理論を導入して、詳細な条項から成る法典編纂をすれば、その発展可能性を奪われるほど、理論的にも十分成熟していないかったといえよう。ただし、それまでのアメリカ法は近代化されたローマ法原理の影響を全く受けていないわけではない。たとえば商業証券の流通性も、本来はローマ法上の原理であり、判例理論や制定法を通じてイギリス法から継承されたのである。ともあれ、近代ローマ法的要素の濃厚なフィールド民事法典を他の南西部諸州とともに採択したカリフォルニアにおいては、同法典の直接的影響を回避する解釈理論が支持されたものの、結果的に同法典中のローマ法諸原理の影響が同州のコモン・ローに及んだことは否めないであろう。

- 注 1) California Civil Code, 1872 Hart 1876. 以下、カリフォルニア民事法典はCal. Civ. Codeとして引用する。
- 2) Cal. Civ. Code §§ 3086-3268 (repealed 1917).
- 3) オクラホマのフィールド民事法典の採択は、形式的には1890年であるが、1890年のいわゆるオクラホマ準州基本法(ch. 182, § 11, 26 Stat. 81 (1891))によれば、オ克拉ホマが準州となった1889年に、同準州は既にネブラスカ法を採択していたのである。当時のネブラスカ法はフィールド民事法典の規定をオハイオ法典から取り入れていたから、オ克拉ホマが実質的に同民事法典を採択したのは、1889年といえよう(R. Gee, Oklahoma's Adoption of the Field Code (July 12, 1989) (unpublished report of American-British Law Division, Law Library of Congress))。オハイオ法典は基本的に、フィールドもその一員であったニューヨーク法典編纂委員会の1848年の法典草案に従って制定されていた。このように、新興中西部諸州へのフィールド諸法典の影響は決して少なくなかったのである。
- 4) See Harrison, *The First Half century of the California Civil Code*, 10 Cal. L. Rev. 185, 187 (1922).
- 5) See Pomeroy, *The True Method of Interpreting the Civil Code* (pts. 7), 4 W. Coast Rep. 109, 109-10 (1884).
- 6) 民事法典中の不適切な条項の具体例については, see id (pts. 1-5), 3 W. Coast Rep. 587, 657, 691, 717 (1884), 4 W. Coast Rep. 1 (1884).

- 7) Cal. Civ. Code §§ 3111, 3112, 3113.
- 8) Pomeroy, *supra* note 5 (pts. 3), 3 W. Coast Rep. 691, 695 (1884).
- 9) Cal. Civ. Code § 3135.
- 10) See N. I. L. § 71 (1896); U. C. C. §§ 3-503(1)(e), 3-503(2) (1987).
- 11) Pomeroy, *supra* note 5 (pts. 7), at 114.
- 12) See, e.g., O'Hara v. Wattson, 172 Cal. 525, 157 P.608 (1916).
- 13) Rosenberg v. Frank, 58 Cal. 387 (1881); Siminoff v. Goodman Bank, 18 Cal. App. 5, 121 P.933 (1912).
- 14) See Harrison, *supra* note 4, at 193.
- 15) See, e.g., Gilmore, *Commercial Law in the United States: Its Codification and other Misadventures*, in *Aspects of Comparative Commercial Law: Sales, Consumer Credit, and Secured Transactions* 451 (1969).

## 2 民事法典と統一流通証券法

1872年に民事法典を採択したカリフォルニアは、コモン・ローの法典化について南西諸州の中で指導的役割を果たした。他の南西部6州が、カリフォルニア民事法典を模範とする制定法を採択したからである。カリフォルニアの採択した民事法典は、フィールドが本来はニューヨークのために起草した法典をほぼ忠実に引用し、その第15編に117条からなる流通証券に関する規定を包含していたことは前述した。カリフォルニア民事法典上の流通証券とは、広範囲な証券を包含し、為替手形、約束手形、銀行券、小切手、債券、そして預金証書であった。<sup>1)</sup> 同民事法典のこれら証券の規定は、流通証券に関する一つの完結した成文法であったから、カリフォルニアは同じコモン・ロー圏で1882年に施行されたイギリス為替手形法より10年早く、一応コモン・ローの法典化を実現させたことになる。イギリス為替手形法は、手形に関する慣習法、判例など従来の不文法を実質的に変更することなく法典化したものである。他方、アメリカの1896年統一流通証券法の起草者クラフォードは同法の起草に際し、統一法委員会の合意に基づき、イギリス為替手形法を模範として、アメリカの商取引に同為替手形

## 米国流通証券法変容の一側面

法を適用しうる限り、それに従うよう指示されていた。統一流通証券法と為替手形法を対比すると、確かに統一法の細部はイギリス法から多く引用されている。しかし、イギリス法と明らかに異なった部分がある。それは、統一法上の流通証券の範囲と条文の構成であった。

まず、流通証券の範囲について、イギリス法は慎重な態度をとり、約束手形、小切手、為替手形に限定した。これら以外の証券に関する法典編纂は、時期尚早とされた。これに対する統一法は、同法の適用される証券を具体的に規定しなかった。その代り、統一法の定めた要件を満たすものを流通証券としたから<sup>3)</sup>、統一法を適用されたのはイギリス法上の流通証券より広く、あらゆる範囲の証券に及んだ。このように、統一法の流通証券の範囲は、イギリス法から継承されなかったのである。つぎに、統一法の採用した条文の構成もイギリス法のものではなく、むしろカリフォルニア法に類似していたといえよう。カリフォルニア民事法典は、その法形態のナポレオン法典との類似やローマ法原理の導入などから、必ずしも芳しい評価を受けていなかった。その上、流通証券法の細部についても、不完全で不満足な法典編纂と評されていたのに<sup>4)</sup>、統一法は何故民事法典中の流通証券法の構成を採用したのであろうか。この問題を考察するには、統一流通証券法とカリフォルニア民事法典第15編を対比して、具体的な共通点の有無を検討してみる必要があろう。

カリフォルニア民事法典の流通証券は、前述の6種類の証券を包含した。この点で、各証券を具体的に列挙しなかった統一流通証券法の場合も、同法の適用された証券の範囲はイギリス法より広い。広範囲な証券を規制対象とした統一法と、適用範囲の証券を具体的に明定したカリフォルニア法では、規制の仕方を異にする。しかし、規制方法こそ異なったものの、統一法の適用される証券の範囲はイギリス法より、民事法典に近かったのである。つぎに、統一法の条文構成をカリフォルニア法と比較してみよう。統一法を構成する4つの章は、民事法典の6つの章の中から同じ順序で引

用された。その場合、民事法典ではⅢ章「約束手形」とⅣ章「小切手」を分離させていたけれど、統一法はこれらを統合して、Ⅲ章「約束手形および小切手」とした。ただし、当然のことながら統一法と民事法典の違いも存在する。顕著な差異は、民事法典のⅤ章「債券、銀行券および預金証書」が統一法では省略されたことである。また、各章を示す術語がそれぞれ異なり、統一法はTitle、民事法典がChapterを用いたことである。Chapterが民事法典に使用されたのは、流通証券の規定が民事法典という大法典の一部に過ぎなかったため、また統一法がTitleを用いた理由は、同法が完全な単行法であったことに求められよう。<sup>5)</sup> 統一法と民事法典の類似は、上述した法の適用範囲や条文構成だけでなく、個々の条項にも見受けられた。

流通証券一般については、法律上の流通証券であるための要件として、統一法は証券が一定額の金銭を支払うべき無条件の約束または指図を有することを掲げる。<sup>6)</sup> この要件は、イギリス法には存在せず、法文の表現を異にするものの、カリフォルニア法にその法源を求めうる。すなわち同民事法典も、流通証券は金銭のみで、かつ不確実な履行の条件なしに、支払われねばならないと規定したからである。<sup>7)</sup> 統一法には、民事法典から直接引用された規定がある。まず、証券中の条項によって流通性が阻害されるのは、民事法典が同法典に明定された以外の約束を包含する場合とし、<sup>8)</sup> 統一法も同旨の規定を置いた。<sup>9)</sup> つぎに、裏書人の担保責任について、民事法典は無担保裏書でなければ、裏書人はその後の証券所持人に、証券がすべての点でその記載と一致すること、および彼がその証券に正当な権利を有していたことを担保すると定め、<sup>10)</sup> 同じ規定は統一法にも引用された。<sup>11)</sup> そして、拒絶証書の作成について、民事法典は相当の注意をすれば公証人が得られる場合は、公証人に作成させなければならず、公証人が得られない場合は、2人の証人の面前で信頼に足る者が作成することを要求した。<sup>12)</sup> 統一法も拒絶証書の作成者について同じ規定を設けた。<sup>13)</sup> また、相当する規定が

## 米国流通証券法変容の一側面

イギリス法とは異なり、実質的に民事法典と同旨の条項も指摘できる。まず、統一法は証券交付前に裏書した者が受取人に対し裏書人として義務を負う旨規定し<sup>14)</sup>、この法源は民事法典に求めうるであろう。つぎに、証券の主たる債務者に訴求するために、支払のための呈示を不必要とした規定も、民事法典から引き写されたことは明らかである。<sup>15)</sup>そして、為替手形振出前の書面による無条件の引受約束が、後の手形取得者にとって有効な引受と認められるのも、同旨の規定が民事法典に存在した。このように、統一流通証券法の各条項をカリフォルニア民事法典第15編の規定と対比すると、統一法の法源として、イギリス為替手形法のみならず、民事法典も相當重視されていたことは明らかであろう。それでは、統一法の起草者たるクラフォードは、何故イギリス法上の流通証券体系を統一法に採用しなかったのであろうか。

とくに証券の範囲と条文構成について、統一法がカリフォルニア民事法典第15編に依存した主な理由として、つぎの2つを挙げることができる。第一に、民事法典が他の南西部6州で採択されていた事実を起草者も無視しえなかつたからである。統一法の起草は、流通証券法が州毎の一致を欠いた状況の下で、その統一を目指して行われた。クラフォードは、統一法がカリフォルニアを含む南西部7州からも受容されるように、それらの州を納得させる制定法にせざるをえなかつたであろう。したがつて、少なくとも狭い範囲の証券に適用されたイギリス法以上の制定法を起草する必要があり、起草の際は、当然カリフォルニア民事法典第15編を強く意識せざるをえなかつたのである。第二に、当時の法的状況から、広範囲な証券の法典化を必要としたためである。<sup>20)</sup>統一法起草当時の各州には、カリフォルニア民事法典を採択した州を除き、証券の範囲の一定しない、断片的で多様な文言からなる制定法が存在し、かかる状態で州法の統一を達成するには、イギリス法から離脱して、広範囲な証券を法典化したカリフォルニア方式を採用した方が得策と考えられたであろう。こうして起草された統一

流通証券法は、その多くの規範が確立したコモン・ローと商慣習法からなり、条文は短く簡潔で、洗練されていた。統一法は文字通り州法の統一を目指していたから、起草者に従来の法を根本的に変更して、新制度を確立することが要請されたわけではない。19世紀末に各州の流通証券法は混乱状態にあったので、統一州法によって法形式だけでも整備されれば、その意義は決して小さくなかったのである。

それでは、カリフォルニアを初めとする南西諸州は、1896年に成立した統一流通証券法の採択にどう対応したであろうか。これは、各州が同法を採択した時期からもある程度窺うことができる。同法は1897年のニューヨークを筆頭に、各州で順次採択された。その中でカリフォルニアの採択は、<sup>21)</sup>1924年のジョージアと同じく、最終の部類に属した。フィールド民事法典を施行していた南西部7州中、1900年までに統一法を採択したのは、ノースダコタ、ユタの2州に過ぎず、その他の5州は1917年のカリフォルニアまで、順次同法を採択した。これら南西諸州が統一法を採択した時期は概して遅く、統一法による既存の民事法典の変更にこれらの州は必ずしも積極的でなかったといえよう。それは、たとえばカリフォルニアによってなされた統一法の採択方式にも見受けられる。同州で1917年に統一法が有効に採択されたことに変わりはないが、その採択方法は新たに単行法を制定するのではなく、あくまで従来の民事法典の枠組を尊重するものであった。つまり、カリフォルニアは従来の民事法典中の流通証券に関する第15編の規定をすべて廃止し、そこに統一流通証券法を組み込む方法で統一法を採択した。したがって、法形式上は既存の民事法典の枠組を残存させたまま、その第15編に統一法を組み入れたのである。その際、統一法をカリフォルニアの法的状況に適合させるため、若干の規定を修正採択した。とくに後述の担保付証券の流通性問題に関連して注目される修正は、まず、<sup>22)</sup>統一法に規定がない場合に商事法の諸ルールの適用を義務づけた規定を、<sup>23)</sup>商事法を含む法律と衡平法の諸ルールを適用すべきものとしたこと、つぎ

## 米国流通証券法変容の一側面

に、統一法と抵触する法律の廃止を定めた規定を省略したことである。このような採択方式こそ用いたものの、カリフォルニアが統一法を採択したのは、まず、統一流通証券法がそれまで不完全で不満足な法典編纂と批判されてきたフィールド民事法典の欠陥を一応是正していたこと、さらに、統一法の採択についてカリフォルニアも圧倒的多数の州に加わる必要性を指摘されていたためであろう。<sup>24)</sup><sup>25)</sup>

- 注 1) Cal. Civ. Code § 3095.  
2) Bills of Exchange Act, 1882, 45 & 46 Vict., ch. 61.  
3) N. I. L. § 1 (1896).  
4) See Harrison, *The Adoption of the Negotiable Instruments Law in California*, 6 Cal. L. Rev. 23, 23 (1917).  
5) Beutel, *The Development of State Statutes on Negotiable Paper prior to the Negotiable Instruments Law*, 40 Colum. L. Rev. 836, 851 (1940).  
6) N. I. L. § 1(2) (1896).  
7) Cal. Civ. Code § 3088.  
8) Cal. Civ. Code § 3093.  
9) N. I. L. § 5 (1896).  
10) Cal. Civ. Code §§ 3116(1), 3116(2).  
11) N. I. L. §§ 65(1), 65(2) (1896).  
12) Cal. Civ. Code § 3226.  
13) N. I. L. § 154 (1896).  
14) N. I. L. § 64(1) (1896).  
15) Cal. Civ. Code § 3117.  
16) N. I. L. § 70 (1896).  
17) Cal. Civ. Code § 3130.  
18) N. I. L. § 135 (1896).  
19) Cal. Civ. Code § 3197.  
20) See Beutel, *supra* note 5, at 853.  
21) ジョージアが統一流通証券法を一部修正して採択した事情については、拙稿・アメリカ法上の特定物で支払うべき証券について『敬愛大学研究論集』第34号83-5頁（昭和63）参照。  
22) N. I. L. § 196 (1896).  
23) Cal. Civ. Code § 3266d. ただし、民事法典中の「法律と衡平法」の文言は、1921年の法改正で削除された。

- 24) N. I. L. § 197 (1896).
- 25) See Harrison, *supra* note 4, at 23.

### 3 担保付手形の流通性

英米の支配的見解によれば、個々の証券の流通性は、契約自由の原則の一部として当事者が合意した場合、または商人の慣習によってそれを合意した場合に認められると説明された。<sup>1)</sup> 流通性原理は、カリフォルニア民事法典に明定されたものの、立法過程からみるとそれは19世紀前半の各証券から早計に成文法化された。カリフォルニア民事法典の流通性は、いわばホールト卿的見解に従ったものであり、商人間の慣習の多くを法に採択したマンスフィールド卿的見解による法典化とはい難かった。つまり、民事法典の流通性は詳細で狭い範囲の法典化であったから、一層の理論的発展を阻害したことになる。民事法典は、流通性の理論的発展に半ば閉じた法であり、その上、証券の流通性に対するカリフォルニアの裁判所の解釈も、新しい商取引界の慣習を積極的に取り入れる態度とはほど遠く、従来の判例に盲従する傾向があった。機械的に過去の判例に従っていれば、法的確実性は期待できるけれども、判例のルールが社会の変化に対応していない状態でそれを遵守すると、商取引に不都合な結果をもたらすことがある。このような状態で判例のルールに盲従するのは、重大な誤りであり、不公平、不確実性の原因になるであろう。カリフォルニアにおいて、判例が商取引の便宜に応じないことは、とくに不動産または動産の譲渡抵当で担保された約束手形の流通性問題に見受けられた。

一般に流通証券は、さまざまな条項を包含していた。それらは、弁護士費用、訴訟費用、取立費用、手数料、支払時期の延長、満期繰上など多様であった。カリフォルニアにおいては、証券が弁護士費用の条項を含む場合、それは非流通証券になると判決されてきた。<sup>2)</sup> この判決の根拠とされた

## 米国流通証券法変容の一側面

のは、無条件の支払を流通証券であるための要件とした民事法典の規定<sup>3)</sup>であり、それは確立したルールを成文化したものである。この規定は、無条件の支払をより確実ならしめるために挿入された条項への適用を予定していなかった。<sup>4)</sup> カリフォルニアは1905年の民事法典改正により、例外的に弁護士費用、訴訟費用の条項を包含する場合も流通証券たりうるとした。しかし1905年の改正法は、弁護士・訴訟費用以外の条項を適用範囲外としていたから、1905年改正法後の事件でも、約束手形の満期繰上条項は、その手形の流通性を阻害すると判断された。<sup>5)</sup> この判決の根拠は、1901年の最高裁判決<sup>6)</sup>に求められた。Meyer事件で流通性を否定された約束手形は、弁護士費用を含み、かつ譲渡抵当で担保されていた。1913年判決が約束手形の流通性を否定したのは、満期繰上条項の存在を直接の理由としていない。その満期繰上条項は、譲渡抵当を約束手形と一括して解釈すべきことを示すため、傍論で言及されたに過ぎない。またカリフォルニアにおいては、割賦金に関する約束手形が、割賦金支払の不履行と同時にその所持人に全額支払請求をなしうる選択権を与えた場合も、流通しないと判示された。<sup>8)</sup> 1901年のMeyer事件判決はリーディングケースとして、その後の譲渡抵当付約束手形の流通性を否定した事件にしばしば引用された。この判決の制定法上の根拠は、流通証券には副担保の約束を含みうるが、本条項に明定された以外の約束を包含しないとした民事法典の規定<sup>9)</sup>と、譲渡抵当で担保された金銭債務の回復または権利行使のために一つの訴訟のみを認めた民事訴訟法典の規定<sup>10)</sup>であった。譲渡抵当付約束手形の所持人は、民事訴訟法典726条によって担保物受戻権の喪失を求める訴訟のみを認められた。その場合、手形債務を支払う主たる資金は譲渡抵当で担保された財産であるから、債務の総額が不確実となり、同手形は流通しないと解釈された。担保物受戻権の喪失請求のみを認めた民訴法典726条は、譲渡抵当付手形所持人の同手形に基づく訴訟提起を妨げる効果をもたらした。他方、カリフォルニア以外の諸州においては、逆に約束手形の流通性を増進させる傾

向があり、約束手形に基づく訴訟提起を容易ならしめるため、手形所持人による譲渡抵当の放棄を認めた。また譲渡抵当に保険料や租税の支払、その他流通性を妨げる約定がある場合にも、各裁判所は約束手形と譲渡抵当を分離させ<sup>11)</sup>、手形の流通性を妨げる解釈を回避したのである。これは、カリフォルニア以外の商人が譲渡抵当を手形の流通を促進するための担保と考えたのに対し、譲渡抵当を通常の契約と異なる取引とみなすのがカリフォルニア商人間の有力な見解であったからであろう。譲渡抵当は、その設定者の担保物受戻権の喪失手続、譲渡抵当の有効期間、その実行手続に要する期間、複雑な権利探求の手続などにおいて、約束手形や債権の譲渡とは異なる取引と考えられた。そこでカリフォルニアにおいては、少なくとも譲渡抵当の取得に際し、抵当権設定者はその権利内容を記載することを要求された。<sup>12)</sup>これらはいずれも、カリフォルニアが統一流通証券法を採択した1917年以前の状況であった。統一法も民事法典と同じく、証券が流通性を有するためには金額の一定性を要求し<sup>13)</sup>、また、譲渡抵当で担保された約束手形に関する規定をとくに設けなかった。譲渡抵当付手形の流通性問題は、同州が統一法を採択した後も基本的に変わらなかった。つまり、同手形の流通性を否定する判例の態度は、統一法採択後も維持されたのである。<sup>14)</sup>統一法は諸州の制定法のみならず、判例の統一性を確保することも目ざしていたから、このような状態は好ましくないと批判された。統一法採択後の判例が譲渡抵当付約束手形の流通性を否定し続けたのは、カリフォルニアが統一法と抵触する法律の廃止を定めた規定を省略して採択し<sup>15)</sup>、民訴法典726条の効力が存続していたからである。つまり、制定法の解釈上<sup>16)</sup>、726条が手形金額の一定性を要求する統一法の規定と関連づけて重視され、譲渡抵当付約束手形の流通性を妨げる結論に至ったのである。

上述のように統一法採択前のカリフォルニアにおいては、弁護士費用支払条項、満期繰上条項などを有する約束手形、および譲渡抵当により担保された約束手形は、他州判例の趨勢に反して、流通しえないと判示された。

## 米国流通証券法変容の一側面

このルールは1914年、カリフォルニア最高裁によって社債券に及ぼされ、<sup>18)</sup>その流通性が否定された。これは、従来の判例が示してきた判断と異なっていた。<sup>19)</sup>このような判例の状態が生じたのは、同州の統一法採択前の商慣習法は固定化しており、裁判所も流通しうると判断されてきた証券に従っていなければ、流通性を肯定しない硬直した態度を保持したためであろう。1914年のKohn事件判決は、商業社会を驚かせたといわれる。商人は一般的に、債券を流通しうるとみなしていたからである。そこで州立法府は、翌1915年に民事法典3088条を改正し、持参人払債券が譲渡抵当や信託証書などで担保されている旨の条項を包含していても、流通性に影響しないとした。<sup>20)</sup>統一法採択直前になされたこの法改正は、譲渡抵当付約束手形には何らの措置を講じないまま行われたのである。1915年改正法の示した見解は、他州においては約束手形にも及ぶと解するのが支配的であった。譲渡抵当などの条項は他州で判示されたように、むしろ手形金額の無条件支払をより確実にするために包含されるのであるから、かかる条項付証券を取得しても、支払金額を不確実ならしめないとえるであろう。<sup>21)</sup>支払金額の一定性を要求するルールの目的は、証券の当事者が一般に知りえない、または不確実になりやすい事実を調査せずに、支払金額を知りうるようにすることにある。<sup>22)</sup>譲渡抵当付約束手形においては、手形債務が主要であり、譲渡抵当はそれに付随するから、手形債務の譲渡には譲渡抵当を伴う。譲渡抵当を特徴づけるのは手形債務であり、譲渡抵当がそれを決定づけるのではない。<sup>23)</sup>譲渡抵当で担保された約束手形に関するカリフォルニアの判例ルールは、理論的にもまた統一法採択後は判例の統一性を確保するためにも、却けられるべきであった。

ところが中間上訴裁判所は、統一法採択後に作成された譲渡抵当で担保された約束手形について、統一法採択前の判例に従ってそれを流通しえないと判示した。<sup>24)</sup>この判決は、カリフォルニアが統一法を採択した事実や、統一法の下での解釈ルールに全く言及しなかったことからも、疑問を免れ

なかった。しかし別の事件では、最高裁が統一法の解釈を他州と合致させるべきことを強調する判断を示した。<sup>26)</sup>これは、統一法採択前のカリフォルニアで作成され、既に同法を施行していたユタ州で支払うべき約束手形が、利息支払不能を理由とする満期繰上条項を包含していた事件で、同手形の流通性が争点となった。同手形にはユタの法律が適用されたものの、当時同州に満期繰上条項付手形の流通性に関する判例はなく、カリフォルニアには同手形の流通性を否定する判例が存在した。他州の判例の一般的趨勢は、既述のように統一法成立前から同手形の流通性に好意的であった。第一審および中間上訴裁判所は、この約束手形の流通を否定したが、最高裁はその流通性を容認した。最高裁はまず、統一流通証券法の解釈について、統一性の確保という目的に留意するのが同法を解釈する各裁判所の義務であり、したがって、多数の州ルールに従って同法を解釈した判例に従うことも、明白な義務であるとした。<sup>27)</sup>つぎに、本件約束手形について、統一法による立法と判例の統一確保の試みに、本件約束手形が流通しうるというほぼ各州で十分確立した商慣習法のルールを改める意図があったと推定する理由は何もないから、かかる商慣習法のルールに照らし、また統一法の明白な文言の下で解釈すると、本件手形は明白に流通しうるとした。そして満期繰上条項が、カリフォルニア民事法典により約束手形の流通性を消滅させてきた同州の諸判決は、流通証券に関する同法典の規定が廃止され、統一法に置き換えられたが故に、ユタ法の確認に役立たないとされた。<sup>28)</sup>本判決に採択された解釈ルールは、判例の統一性を確保しようとする統一法の目的に添ったものである。このようにカリフォルニアの裁判所も、流通性に寛大な他州の判決に決して無頓着でなかったといえよう。

注 1) See Kidd, *The Law Merchant and California Decisions*, 2 Cal. L. Rev. 337, 381 (1914).

2) Chase v. Whitmore, 68 Cal. 545, 9 P.942 (1886); First National Bank v. Babcock, 94 Cal. 96, 29 P.415 (1892); Meyer v. Weber, 133 Cal. 681,

## 米国流通証券法変容の一側面

- 65 P.1110 (1901) ; National Hardware Co. v. Sherwood, 165 Cal. 1, 130 P.881 (1913) など多数。
- 3) Cal. Civ. Code § 3088.
  - 4) Cal. Civ. Code § 3093.
  - 5) 1905年の法改正は、カリフォルニア民事法典3088条に例外規定を付加する方法でなされた。1905 Cal. Stat. p.96.
  - 6) National Hardware Co., 165 Cal. 1, 130 P.881 (1913).
  - 7) Meyer, 133 Cal. 681, 65 P.1110 (1901). 以下、本事件はMeyer事件と称する。
  - 8) Hall v. Wells, 18 Cal. App. 332 (1912).
  - 9) Cal. Civ. Code § 3093.
  - 10) Cal. Code Civ. Pro. § 726.
  - 11) See Kidd, *supra* note 1, at 385.
  - 12) Briggs v. Crawford, 162 Cal. 124, 121 P.381 (1912).
  - 13) N. I. L. § 1(2) (1896).
  - 14) Quinn v. Rike et al., 33 Cal. App. 709, 194 P.761 (1920).
  - 15) See, e.g., Lewinson, *Negotiable Instruments in California*, 9 Cal. L. Rev. 374, 375 (1921).
  - 16) N. I. L. § 197 (1896).
  - 17) Cal. Civ. Code § 3082(2) (N. I. L. § 1(2) (1896)).
  - 18) Kohn v. Sacramento Electric Gas and Railway Co., 168 Cal. 1, 141 P.626 (1914). 以下、本事件はKohn事件と称する。
  - 19) 地方自治体の発行した債券の流通性を認めた連邦最高裁のリーディングケースが1863年に出されている (Mercer Co. v. Hackett, 68 U. S. (1 Wall.) 83 (1863))。流通性を肯定する理由は、持参人に一定金額の支払を約束した債券は実質的に約束手形であることに求められた。このような理由づけは学説からも支持された (see, e.g., Kidd, *supra* note 1, at 390-92)。各裁判所が譲渡抵当または信託証書で担保された社債券の流通性を肯定する場合、制定法を根拠としたのではなく、商慣習法の発展を容認する方法を用いた。
  - 20) See Harrison, *The Adoption of the Negotiable Instruments Law in California*, 6 Cal. L. Rev. 23, 26 (1917).
  - 21) 1915 Cal. Stat. p.99.
  - 22) See Lewinson, *supra* note 15, at 386.
  - 23) See Hastings v. Thompson, 54 Minn. 184, 55 N. W. 968 (1893).
  - 24) See Hibbs v. Brown, 190 N. Y. 167, 82 N. E. 1108 (1907); Pratt v. Higginson, 230 Mass. 256, 119 N. E. 661 (1918).
  - 25) Quinn, 33 Cal. App. 709, 194 P.761 (1920).

- 26) Utah State National Bank v. Smith, 180 Cal. 1, 179 P.160 (1919).
- 27) *Id.* at 3-4, 179 P. at 162-3.
- 28) *Id.* at 6, 179 P. at 165.

#### 4 統一法採択後の状況

カリフォルニアは前述のように、譲渡抵当で担保された約束手形の流通性を剥奪する独自の結論について、フィールド民事法典を施行していた南西諸州の中で、指導的役割を果たしていた。多数の州判例や学説は、担保付証券の流通性に好意的であった。カリフォルニアの譲渡抵当付約束手形が、支配的判例の趨勢に反して流通しえぬと判断された要因として、いくつかの事情を指摘できる。一般的には、流通証券に関する法典化が不完全であり、裁判所は制定法上のルールに固執して取引の実情を考慮するのを拒み、また、担保付手形に対する法律家や商人の問題意識が欠如していたことなどである。しかし、副担保の記載のない証券で割引を受けるのは、事実上困難であった。<sup>1)</sup> そうすると、譲渡抵当に関する条項を包含する流通証券から流通性を剥奪するのは、担保付手形を授受する商人の通常の意図に反することになる。さらに、カリフォルニアの判例が流通性を否定する結論を維持した要因として、同州の法律家に流通証券の要件とされてきたものに何らかの条件を付加すれば、それだけで証券は非流通性を獲得すると形式的に判断する傾向があったことを指摘できる。<sup>2)</sup> しかしながら、諸州の判例が譲渡抵当付手形に示した一般的の傾向は、その流通性に好意的であり、カリフォルニアも判例の統一を目指した統一法を採択した後は、他州の判例が示した趨勢を看過しえなくなったのである。

カリフォルニアが担保付約束手形のルールを他州と合致させるため、とするべき方法は2つあったといわれる。<sup>3)</sup> つまり、①民訴法典726条を廃止するか、②同法典726条により約束が条件付となても手形の流通性を妨げないと定めるために、民事法典3082条と3265条を改正することであった。

## 米国流通証券法変容の一側面

1923年にカリフォルニアは、担保付約束手形に関するルールを他州と合致させるため、民事法典の一部改正を実施した。具体的には、約束が条件付であればその手形の流通性を否定した民事法典3082条の変更を行わず、約束手形の定義規定である統一法184条に相当する民事法典の3265条につきの条項を付加する改正であった。すなわち、譲渡抵当または信託証書で担保された約束手形の流通性は、証券がその担保された事実を記述していても、また担保された事実があっても、さらにその譲渡抵当または信託証書に含まれた条件によっても、影響されまたは剥奪されないという内容であった。<sup>4)</sup> 1923年改正法が採用した方法は、上述の①でなかったことは明かであり、民訴法典726条は廃止されなかった。それでは、②の方法が採用されたのか。1923年改正法は、一応②の方法を採用したが、実際に効果を発揮したのは、担保された事実を理由に手形の流通性が剥奪されないとした条項のみといわれる。これ以外の、担保された事実の記述および譲渡抵当に含まれた条件に関する改正条項は、民訴法典726条が依然有効だったので、必ずしも法的意味を持たぬという批判があった。<sup>5)</sup> そして、改正された民事法典3265条と民訴法典726条を流通性との関連でいかに解釈すべきかについて、学説の対立が生じた。<sup>6)</sup> 一般的には、証券の流通性を保護するため、726条の効力を後退させる解釈が次第に優勢となっていました。

カリフォルニアの1923年改正法は、フィールド民事法典を施行していた他の南西諸州でも実施された。これら南西諸州は、カリフォルニア法の影響を受けてきたのみならず、担保付証券の流通性についても、基本的にカリフォルニアと同じ法的状況にあった。1923年にこれら南西諸州はいずれも統一法を採択しており、改正法の趣旨もカリフォルニアと同じであった。ところが実際に改正された規定は、流通証券の方式を定める統一法5条であった。つまり統一法5条に、証券の流通性は証券作成時またはその後に不動産または動産の譲渡抵当で担保されたことによって影響されぬという条項を付加する改正であった。<sup>7)</sup> この改正法の適用範囲は、カリフォルニ

ア法より広く、約束手形以外の証券も対象とした。この方式による法改正は、モンタナとアイダホで1923年に、ユタでは1925年にそれぞれ実施された。しかし、このような統一法の一部改正によっても、カリフォルニアを初めとする南西諸州で不確実であった、譲渡抵当で担保された証券の流通性問題が、直ちに解決したわけではない。カリフォルニア以外の改正法は流通性保護の限界を具体的に規定せず、担保に関する記載がどの程度あれば証券の流通性に影響するのか、必ずしも明確でなかったからである。1923年改正法後のカリフォルニアにおいては、譲渡抵当で担保された債務については一つの訴訟のみ、つまり、その担保物受戻権を喪失させるための訴訟提起のみを認める民訴法典726条が効力を有していたことは前述した。この規定は、それを包含する制定法こそ異なったものの、他の南西諸州にも存在した。<sup>8)</sup> したがって、それら南西諸州においては、制定法上担保付手形による手形金請求訴訟の提起が許されなかつたのである。ここで、証券上の具体的記載が流通性に及ぼす影響について、南西諸州と他州の判例の状況を対比しておこう。

譲渡抵当で担保された証券とその担保物の関係は、つぎの4つの典型的場合に分類することができる。まず、(1)証券が担保に何ら言及しない場合、つぎに、(2)担保契約に言及しているに過ぎない場合、さらに、(3)証券が担保契約に支配される旨の文言を含む場合、そして、(4)証券上の記載が担保契約の条件を取り入れている場合である。諸州の判決は、(1)から(4)をどのように判断してきたのか。(1)の場合、各裁判所は為替手形、約束手形の事件について、その証券の流通性を肯定するのが一般的であった。各裁判所は、同じ事柄に関連した取引の一部として、同じ当事者間で締結された複数の契約を一括して扱うことを義務づける解釈ルール<sup>9)</sup>を採択してきた。ただしカリフォルニアにおいては、このルールを主要な理由とせず、手形を条件付ならしめる譲渡抵当や信託証書の諸条件は、その手形の中で解釈された。<sup>10)</sup> 上述の一括解釈のルールは、裁判所の多くが採択したもの、(1)

における各契約は、流通性保護のため、異なる手段として分離した解釈がなされた。<sup>12)</sup> そうすると、担保付証券の流通性を否定する根拠として、一括解釈のルールが適用されるのは、むしろ稀であったといえよう。つぎに、(2)は証券が担保契約の原因になった取引や、その債務支払の担保に言及しており、その証券はいずれも流通しうると判断された。<sup>13)</sup> その際、証券上の記述は支払を条件付ならしめるのでなく、単に記録したり情報を与える趣旨に解釈された。さらに、(3)は証券が担保契約に支配されているか、同旨の文言を記載する場合で、一般的な判例ルールによれば、その証券の流通性は否定された。<sup>14)</sup> しかし、統一法採択後の各裁判所は、担保契約の条件を課す明確な意図を述べた文言でない限り、証券の流通性を保護する解釈を支持するようになり、<sup>15)</sup> カリフォルニアもその例外でなかった。<sup>16)</sup> そして、(4)は証券の文言が担保契約の条項をそのまま記載し、支払指図や約束を条件付または不確実ならしめている場合で、証券の流通性を損なうと判決された。<sup>17)</sup> ところがこの場合も、裁判所の傾向は(3)と同じく、担保契約の条件を取り入れた証券であっても、その条件が流通性と矛盾しなければ流通しうると判断した。<sup>18)</sup> 以上の、流通性保護に好意的な判例ルールは、不動産、動産いずれの譲渡抵当であろうと、また、信託証書、その他の担保契約で担保された証券でも、等しく適用された。<sup>19)</sup> さらに、フィールド民事法典を施行していた南西諸州の中で、担保付手形に関する法的事情がカリフォルニアと同じであったモンタナの様子に言及しておこう。

モンタナにおいては1905年、譲渡抵当で担保され、証券上に前述した(2)の記載のある約束手形について、その流通性を否定する判決が出された。<sup>20)</sup> 本判決は、複数の契約に関する前述の一括解釈ルールを採用し、その手形と譲渡抵当は单一の契約を構成するとした上で、その支払約束は譲渡抵当を知って手形を取得した者にその譲渡抵当の条件を負わせ、手形面上の單なる言及は各所持人にその譲渡抵当を知らせ、その事により同手形の流通性を破壊すると理論構成した。また、前述した(1)の状態の担保付約束手形

が、受取人から無担保裏書で被告に譲渡され、振出人が譲受人の詐欺を主張して、同手形と譲渡抵当の取消訴訟を提起した事件について、同手形は譲渡しえない証券として被告の手中に入ったと判示された。<sup>22)</sup> 本件約束手形は、前掲Cornish事件のルールに基づき、その譲渡抵当を知って同証券を取得した者の手中で流通しえないとされた。モンタナの裁判所は、1923年に証券の流通性が譲渡抵当で担保されたことにより影響されぬとする民事法典の一部改正が実施された後も、譲渡抵当付約束手形について、その譲渡抵当を知って同手形を取得した被裏書人への流通を否定し、再びBuhler判決のルールを是認した。<sup>23)</sup> ただしWood事件は、譲受人が正当な所持人であるのかを判断する際に、初めて譲渡抵当の認識という基準を適用した。つまり、証券がその譲渡抵当を知らない者に裏書譲渡されれば、被裏書人は正当な所持人としての権利を主張しうるとした。その後も、譲渡抵当付約束手形の非流通性を前提として同手形を白地式裏書によって原告に譲渡した被告の裏書人としての責任を否定し、CornishとBuhler両事件のルールは維持され、この状態は1951年の統一商事法典成立まで基本的に変化せず、<sup>24)</sup> 学説から批判された。<sup>25)</sup> すなわち、手形と担保契約の一括した解釈は、制定法上やむをえないとしても、1903年にモンタナも統一法を採択したのであるから、<sup>26)</sup> 証券の流通性と被裏書人の地位は、専ら統一法のルールによって決定すべきであると主張された。そして、手形に譲渡抵当の記載があっても、被裏書人に正当な所持人の地位取得を妨げるべきでなく、少なくとも証券上の記載が前述の(1), (2)に該当する場合は、立法措置または裁判所の解釈によって、証券の流通性を肯定することが望まれた。このように、モンタナは統一商事法典の時代に至っても、担保付手形の流通性に消極的なCornish判決のルールを維持したのである。

注 1) See e.g., Starr, Article 3 : Commercial Paper, 21 Mont. L. Rev. 18, 26 (1959).

2) See Kidd, The Law Merchant and California Decisions, 2 Cal. L.

- Rev. 377, 395 (1914).
- 3) See Comment, *Notes secured by Mortgage or Deed of Trust*, 3 S. Cal. L. Rev. 335, 340 (1930).
- 4) 1932 Cal. Stat. ch. 98, § 3265, at 193.
- 5) See Comment, *supra* note 3, at 341-2.
- 6) 具体的な学説の対立については, *see id.* at 337.
- 7) Mont. Code Rev. § 55-205 (1947); Idaho Laws ch. 67 (1925); 1925 Utah Laws ch. 2, § 1, at 2.
- 8) E. g., Mont. Code Rev. § 9467 (1935).
- 9) Baird v. Meyer, 55 N. D. 930, 215 N. W. 542 (1927); Hayward Lamber & Investment Co. v. Naslund, 125 Cal. App. 34, 13 P. 2d 775 (1932).
- 10) E. g., Cal. Civ. Code § 1642; Mont. Civ. Code § 2207 (1895).
- 11) Meyer v. Weber, 133 Cal. 681, 65 P.1110 (1901); Central Sav. Bank v. Coulter, 72. Cal. App. 78, 236 P.956 (1925).
- 12) George A. Hubbard v. Robert B. Wallace Co., 201 Ia. 1143, 208 N. W. 730 (1926).
- 13) McCornick & Co. Bankers v. Gem State Oil & Products Co., 38 Idaho 470, 222 P.286 (1923); Tyler v. Whitney Central Trust & Savings Bank, 157 La. 249, 102 S.325 (1924); Frice v. People's Loan & Investment Co., 113 Ark. 1160, 293 S.W.1037 (1927).
- 14) Verner v. White, 214 Ala. 550, 108 S.369 (1926); Musto v. Grosjean, 208 Cal. 453, 281 P.1022 (1929).
- 15) McCornick & Co., 38 Idaho 470, 222 P.286 (1923); First Nat. Bank in Satem v. Morgan, 132 Ore. 515, 284 P.582 (1930).
- 16) Siebenhauer v. Bank of California Nat. Association, 211 Cal. 239, 294 P.1062 (1930).
- 17) Kerr v. Staufer, 52 S. D. 223, 217 N. W. 211 (1927).
- 18) Gerrish v. Atlantic Ice & Coal Co., 80 F. 2d 648 (1935); Mortgage Bond Co. v. Stephens, 181 Okla. 182, 72 P. 2d 831 (1937).
- 19) See Ratcliffe, *Negotiability of Bills and Notes secured by Collateral Agreement*, 3 Mont. L. Rev. 89, 92-3 (1942).
- 20) Cornish v. Woolverton, 32 Mont. 456, 81 P.4 (1905). 以下, 本事件は Cornish 事件と称する。
- 21) Mont. Civ. Code § 2207 (1895).
- 22) Buhler v. Loftus, 53 Mont. 546, 165 P.601 (1917). 以下, 本事件は Buhler 事件と称する。
- 23) Wood v. Ferguson, 71 Mont. 540, 230 P.592 (1924). 以下, 本事件は

Wood 事件と称する。

- 24) Barnes. v. Rowles, 84 Mont. 393, 276 P.15 (1929).
- 25) See Starr, *supra* note 1, at 27.
- 26) See Ratcliffe, *supra* note 19, at 96.
- 27) 1903 Mont. Laws ch. 121.

## むすび

主として市場での取得を容易ならしめるための工夫であった担保付証券について、カリフォルニアを初めとする南西諸州の裁判所は、多くの州裁判所が示した好意的解釈に反して、その流通性に消極的判断を示した。カリフォルニアの場合、他州の支配的見解に従うようになったのは、統一流通証券法採択後のことであった。他方モンタナのように、1951年に成立した統一商事法典の時代になっても、消極的判断を維持する例もみられた。判例の不統一は、商業社会におけるこの種の証券の流通を大いに阻害した。このような弊害を生ぜしめていた制定法上の原因を除去するため、統一商事法典の第 3 編は、証券が信用状に基づいた発行であると記述していても、また同証券が譲渡抵当や権限留保により担保されていても、約束または指図は条件付とはならず、流通しうる旨の規定を置いた (U. C. C. §§ 3-105(1)(d), 3-105(1)(e))。これらの規定は、統一商事法典が州判例の抵触を解消させるために起草されたから、多数の州判例が支持する見解に従って設けられた。条件付証券はその流通性を阻害したものの、条件の存否を判断する際は、流通性を損なう条件を否定する解釈が支持された。つまり、条件の存否は証券の外観から判断され、したがって、商業証券が外観上無条件であれば、口頭の証拠によってその条件を証明することは認められなかった。また、担保契約に関する証券上の記載によって支払約束や支払指図を条件付ならしめる解釈は回避された。すなわち、そのような証券上の記載は、単に記録したり、情報を与えるためにのみなされ、むしろ無条件の支払をよ

## 米国流通証券法変容の一側面

り確実ならしめるために挿入された旨の解釈を支持した。いわゆる外観解釈によって条件の存否を証券の記載から判断する判例の態度は、統一商事法典の採択後に定着するのである。カリフォルニアを初めとする南西諸州で担保付証券の流通性を阻害する判断が維持された原因は、南西諸州の裁判所がフィールド諸法典の不完全かつ詳細な規定を商取引の実情を考慮することなく、形式的に解釈してきたことにあるであろう。それでも結果的に、取引の実情から遊離した技術的法律制度の制約下にあった担保付証券は、流通しうるに至った。これは、担保付証券がそれまでの技術的制度の拘束を脱し、商業社会の必要に適合したルールを獲得する過程であったといえよう。